

横浜市立学校における情報機器等の利用及び 写真等の撮影に関するガイドライン ver.1

制定 令和7年9月18日

1 ガイドライン策定の目的

本ガイドラインは、情報機器の利用や写真等の撮影について、特に守るべき基本的なルールや留意点を定め、教職員等の意識の徹底を図ることで、児童生徒が安全安心に学校生活を過ごし、信頼される学校教育を推進することを目的とする。

(なお、本ガイドラインの下線部分は、現場での実践において特に重要な観点となりますので、十分ご留意ください。)

2 本ガイドライン制定の根拠

横浜市教育委員会情報セキュリティ管理要綱

(私用の情報機器等の業務利用)

第22条 職員は、私用の情報機器等を原則業務に利用してはならない。ただし、業務上必要な場合は、情報セキュリティ担当者（校長・校長代理）の許可を得て利用することができる。

3 本ガイドラインにおける「教職員等」の範囲

学校に関わる全ての教職員等

※ 校長、校長代理、副校長、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、学校栄養職員、事務職員、給食調理員、用務員、任期付職員、臨時の任用職員、会計年度任用職員、学校教育ボランティア、特別支援教育支援員 等

4 本ガイドラインにおける「情報機器等」の範囲

- (1) 携帯端末機とは、サーバや他の端末機等からデータを取得して、持ち運び利用ができる機器（スマートフォン等の携帯電話、タブレット端末、モバイルPC等を含む）
- (2) 記録媒体とは、ハードディスク、磁気テープ、USBメモリ、SDカード等、情報を電子的に記録することができる媒体（デジタルカメラやビデオカメラ等を含む。）をいい、スイッチ等により一時的に記録を不可としたものを含む。ただし、電子計算機に内蔵されたハードディスクは除く。

5 私用の情報機器等の利用について

業務上の撮影は、公用の情報機器等を利用することとし、私用の情報機器等は、児童生徒が活動する場所（例：教室・特別教室・体育館等）に持ち込んではならない。

ただし、真にやむを得ない場合は、校長・校長代理の判断で私用の情報機器等を持ち込ませることができるが、この場合、校長・校長代理は不適切な利用がなされないよう管理しなければならない。

（真にやむを得ない場合の例）「児童生徒指導に関わる緊急連絡」

「校外学習、宿泊体験学習、部活動の引率及び教職員間連絡」

「医療的配慮が必要な場合」※持病の管理

6 教職員等による写真等の撮影に関する遵守事項

- (1) 撮影は、教育活動に必要な場合に限って行うこと。
- (2) 撮影に当たっては、児童生徒等に声掛けをするとともに、撮影者であることを示す腕章を着用して実施する等、児童生徒に不安を与えないよう配慮すること。
- (3) 撮影を行うことや撮影した写真・動画データ等の利用目的・方法等については、常に明確に整理し、必要に応じて説明できるようにしておくこと。

7 写真・動画データ等の管理に関する遵守事項

- (1) 撮影した写真・動画データ等は、教育委員会が管理するクラウド又は学校が管理する共有サーバ内の、校長・校長代理が指定したフォルダで保存・管理すること。また、情報機器等内の写真・動画データ等は、クラウド等に保存した後は速やかに削除すること。
- (2) 写真・動画データ等を外部に持ち出すときは、「外部持ち出し許可簿」等を作成し、校長・校長代理の許可を得ること。この場合において当該許可簿は、「横浜市立学校における個人情報取扱いに関する補足資料P.10(4)」に準じて運用すること。
- (3) 管理職及び教職員は、必要のないデータについては速やかに削除すること。校長・校長代理は定期的にフォルダ内の写真・動画等のデータをチェックする体制を整え、必要のないデータの有無を確認すること。
- (4) 教職員等は、内部記録メモリ及びフォルダ内等において、不適切な写真・動画等を発見した場合は、速やかに校長・校長代理（校長・校長代理が撮影者である場合においては副校長）に報告すること。

8 記録媒体の利用について

- (1) 教育活動に従事している際は、私用の記録媒体は、利用してはならない。
- (2) 公用の記録媒体は、保管庫等に施錠した状態で保管すること。
- (3) 校長・校長代理は、記録媒体に関する台帳を作成し、保有台数を適切に把握すること。また、記録媒体を外部に持ち出すときは校長・校長代理の許可を得ることとし、利用状況（利用者、利用目的、持出し先等）を適切に把握し、当該台帳に記録すること。
- (4) 持ち出した記録媒体は、写真・動画データ等を消去し、ダブルチェックした上で返却すること。

9 その他

- (1) 校長・校長代理は、本ガイドラインを通じ、子どもの権利を守り、安全安心な教育活動が行えるよう、日ごろから児童生徒、保護者、地域等への理解を求めるよう努めること。
- (2) 本ガイドラインが遵守されない状況が発覚したときは、校長・校長代理に速やかに報告し、報告を受けた者は適切な対応をすること。